

令和5年度 山口新一郎賞について

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

今年度の山口新一郎賞については、令和5年4月14日に開催された山口新一郎賞選定委員会(委員長:駒村康平 慶應義塾大学教授)における審査の結果、下記のとおり授賞論文を2本とすることが決定されました。
なお、授賞のセレモニーについては、おって実施する予定です。

山口新一郎賞(授賞論文2作)

論文名 「社会保障制度における個人単位と世帯単位
-年金制度を中心として-」
(年金と経済 第40巻第3号/2021年10月)

著 者 中益 陽子(亜細亜大学法学部 教授)

論文名 「遺族年金の性格と現行制度の課題」
(年金と経済 第41巻第3号/2022年10月)

著 者 百瀬 優(流通経済大学経済学部 教授)

授 与 賞状及び副賞

「山口新一郎賞」

故・山口新一郎厚生省年金局長のご遺族からの寄付をもとに設置され、年金に関する調査研究の振興に資するため、広く周知されることが望ましい論文の執筆者に対し、恒久的に賞の授与を行っています。

【お問い合わせ】

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル4階
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

(担当)総務企画部 宮田・審議役 西岡

(電話) 03-5793-9411 (E-Mail) soumubu@nensoken.or.jp

【受賞者のプロフィール】

氏名：中益 陽子（なかます ようこ）

役職：亜細亜大学 法学部法律学科 教授

専攻分野：社会保障法

経歴：1995年4月 東京大学法学部卒業

2001年3月 東京大学大学院 法学政治学研究科修士課程修了

2007年3月 東京大学大学院 法学政治学研究科博士課程単位取得満期退学

2002年10月～2004年9月 Università Bocconi 留学

2007年4月 都留文科大学文学部社会学科現代社会専攻 専任講師

2012年4月 亜細亜大学法学部法律学科 准教授

2022年4月 亜細亜大学法学部法律学科 教授

主な論文：「求職者向け公的職業訓練における受講者選別の法的構造」

『日本労働研究雑誌』11月号（No.748）、2022年10月

「使用者の権限行使による心理的負荷と業務災害」

『亜細亜法学』57巻1号、2022年8月

「生活保護法の費用返還にみる医療の平等保障と保険財政不安定化リスクの偏在
—国民健康保険法等からの被保護者の適用除外をめぐって—」

『亜細亜法学』56巻2号、2021年3月

「遺族年金における男女の処遇差—遺族厚生年金の年齢要件を中心に—」

『亜細亜法学』55巻1・2合併号、2021年1月

「国民皆保険および医療の機会均等の今日的課題」

『社会保障法研究』10号、2019年12月

【受賞論文の要旨】

社会保障制度を個人単位と世帯単位のいずれで構築すべきかについては、それぞれの根拠を整理・分析することが不可欠である。この点、個人単位の根拠としては、制度を世帯や性別に中立に機能させるべきとの公平感や就労調整への影響の小ささ等が主張される一方、世帯単位は、家族を有するか否かは扶養義務を介して負担能力や要保障性に違いを生むことから、再分配を勘案した制度設計に親和的である。生存権が自由権保障をベースに構築されると考えられる点や扶養義務の位置づけ等も考え合わせれば、このうち世帯単位の根拠となる原則を個人単位のそれよりも優先させる制度設計は、社会保障制度でも首肯される。とくに、労働者に関しては、事業主に対するその交渉力の弱さ（つまり、事業主との交渉により、賃金に家族扶養分を含めることが実際には難しい点）に鑑みて、事業主負担を通じて、労働者により有利に再分配を行う労働者保護の趣旨も考慮されよう。こうしたさまざまな事情を問題となる制度の趣旨に即して総合考慮しながら、もっとも妥当と思われる単位のあり方を模索すべきである。

【受賞者のプロフィール】

氏名：百瀬 優（ももせ ゆう）

役職：流通経済大学経済学部 教授

専攻分野：社会保障

経歴：1997年11月 第29回社会保険労務士試験合格
2001年3月 早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了
2007年3月 早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程満期退学
2009年4月 高千穂大学人間科学部 助教
2009年9月 早稲田大学 博士（商学）
2013年4月 流通経済大学経済学部 専任講師
2014年4月 流通経済大学経済学部 准教授
2020年4月 流通経済大学経済学部 教授

主な論文：「遺族年金の性格と現行制度の課題」

『年金と経済』41巻3号、2022年10月

「障害年金受給者の動向と実態」

『公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究
令和3年度 総括・分担研究報告書(厚生労働行政推進調査事業費補助金)』

2022年5月

「寡婦年金・遺族基礎年金に関する論点と今後の見直しの方向性」

『週刊社会保障』No.3163、2022年3月

「国民年金法立案時の遺族に対する給付の導入過程

：母子年金、母子福祉年金、遺児年金、寡婦年金の創設

『流通経済大学論集』Vol.56, No.4、2022年3月

【受賞論文の要旨】

本稿では、まず、遺族年金の性格を、遺族の生活変化に対する一時的支援、現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、高齢遺族に対する老齢年金の代替・補足、死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承の4つに整理し、日本の遺族年金が、どのような性格を重視した制度となっているのかを確認した。次に、遺族年金を取り巻く環境の変化を踏まえて、これからの制度のあり方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合など、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直すという4つが考えられることを指摘した。最後に現行制度にかかわる論点をいくつか取り上げて、その課題と改革の方向性について論じた。